倉敷民商弾圧事件•禰屋裁判傍聴記

「自己の判断」ではなく、 の指示に従ったと証言

吹田民主商工会

常務理事

西尾

栄一

Fから聞き取りをしながら集計していかざるを得ませんで24年はすべて準備できませんでした。そのため、禰屋さんが自分で完了させていましたが、問題になっている22年、23年、分けや建設不動産の土地代金と建物代金の区分けを事前にれば、消費税計算に必要な賃貸家賃の事業用と居住用との区れば、消費税計算に必要な賃貸家賃の事業用と居住用との区 Fが誤って平成24年ではなく、平成23年の工事一覧表を特月期の申告で工事高等に2重計上があった件については、 きていたのではないか。(申告の準備ができていなくても) とから起きたミスであることが分かりました。F は以前であ 5 のようなメモをつけたり残したりするはずはありません。 ています。 されています。 定されたことの悔しさは計り知れないものがあると思いま も悪くなり、夫婦で病院にいくことも多くなり、 F は限界にした。 I 建設の会計は 「だんだん雑になっていました。 体調 と疑いもしなかった。」と証言しました。 また、 平成 24 年 3 計のことは F が分かっている。 資料がなくても、 事実だろう始資料を示していませんが、 これに対し、 禰屋さんは、 「会 も明確になりました。Fが禰屋さんに金額を指示する際は原Fが「建設大臣」に入力するために必要なものであったこと ったこと、 合があるため、 証言して反論しました。「建設大臣」は貸借があわない不具確定したことを、自らの手控えにあるメモ等を示して詳細に 対 て法人税の脱税を助けたとのシナリオを描きました。これに で架空の経費を計上したり、期末商品棚卸額を減額したりし 有のソフト 0 建設の会計事務は社長夫人の F 月決算期、平成24年3月決算期の経過を証言しました。 「やむを得ないと思った」そうです。それだけに、 「会計王」に再入力するなど、 た。」と禰屋さんに罪を押し付けました。 検察は I 建設所 」の不具合や親切心で行った作業のすべてが犯罪行為に認 出してきたことに、 言して反論しました。「建設大臣」は貸借があわない不具 は被告人(禰屋さん)質問が継続されました。 し禰屋さんは、 Fとの打ち合わせの内容が振替伝票や総勘定元帳に記入この日の証言で際立ったのは、禰屋さんのメモの多さで 振替伝票についても全てが F の指示で記入され、め、禰屋さんは「会計王」を使用せざるを得なか 「建設大臣」があるのに、わざわざ、 禰屋裁判の第16回公判が行われました。 正確な申告書を作成しようとした意思を示し Fの指示で完成工事高や期末商品棚卸額が 「私は何もわからない。 禰屋さんが、脱税を助けたのであれば、 禰屋さんも気づかないまま作業したこ 禰屋さん自身が、 が行っていますが、 禰屋さんが全部や 民商所有の 自己の判断 覧表を持 F は検

書類の移動はT の指示

たこと、 持ち出すことを指示したとしています。 論しました。 検察は、禰屋さんが I 建設のパソコンや会計書類を社外に「隠す意識はない。 隠しても効果はない」 の指示で FとTが段ボールに会計書類をつめこんでい Iから呼び出されたこと、 が終始イライラして「あんたらに任しておけない」 禰屋さんがT (Iの養女)を呼んだのではな」を指示したとしています。禰屋さんはこれに反 6 時頃に I 建設につくと、

> なも 「隠匿しているとの忍哉よよいっことに意味はない」と答え、段ボール箱を預かっていても、ことに意味はない」と答え、段ボール箱を預かっていても、 類を出さないと)推計課税になったり、仕入税額控除が否認 屋さんは「(調査になると) 3年分の帳簿等を準備する。 宅を「104」とカーナビで調べたこともわかりました。禰を持ってきて、強引に置いて帰りました。 Τ は禰屋さんの自 ろが、 T はその 2 日後の朝、禰屋さんの自宅にダンボ 山に持ち帰ることにしたと言っていたと証言しました。 なもんはいらん」と言うと、「必要なんじゃ」と怒と怒鳴り散らしたり、パソコンについても社長の Y 「署員の質問に答えられるように勉強する」ために書類を福 していたこと、「今後の税務調査の窓口はT になる」こと、 と怒って 「そん とこ ル

手続きを無視した捜査や逮捕は違法が民主主義の原則

官は 要求したものの無視され、検察官は「僕が検事で 日の逮捕日となります。 が5月3日まで続きました。そのため、 とか、 査察官が電話に出ることを許さず、民商の固定電話も同様で を受けました。その間、 後10時半まで2名から3名の査察官に囲まれて事情聴取 さんは午前中に2階和室、午後からはコンピュー 成25年5月21日のことに及びました。査察官は9名。 ましたが認められませんでした。そして、 査察官による質問、 答えても、何度も、何度も、何時間も同じ質問を繰り返くしてほしいとの依頼はなかったか」と聞かれ、「ない は倉敷税務署で事情聴取されました。 「 I 建設から税金を安 した。 いようにしたる」などと恫喝してきたそうです。 くるので精神に不調をきたしたそうです。 (代金は払った)を食べました。携帯電話に電話が入っても、 証言は、 また質問を受け、夕食は査察官が準備したおにぎり2 「これは強制捜査だから質問に答えなければならない」 市会議員の電話だけは出ることを許されました。 しらをなめるなよ。」 「あんたを 2 度と仕事できな 倉敷民主商工会が広島国税局から査察を受けた平 書面による質問と書面による回答を求め 昼食はなく、 逮捕の際、 何時間も同じ質問を繰り返して 逮捕状を見せてほしい 1時間半ほど自宅に帰 弁護士同席や女性 こうしたやり取り -ター室で午 5 月 22 日 <u>:</u> ك 査察 個

由も示さない逮捕は違法です。由も示さない逮捕は違法です。 であり法治国家です。最初からしました。日本は民主主義の国 たと、拷問のような事実も証言 あるのにつけてもらえなかっで長時間待たされ、エアコンがとや、取り調べ前に控えの別屋 きますが、トイレは 9 時まで取り調べは 8 時 50 分まで続 辱感を覚えたそうです。検事は、した。その態度に禰屋さんは屈 かったのか、次からその服を着禰屋さんの服装が気に食わな しか使えず膀胱炎になったこ てくるなとも言ったそうです。 お道化た調子て自己紹介しま



商工新聞は経営のヒント 会費集金は会員の 心をあつめる活動です くらしの 知恵がい 毎月1 つば 〇日までには集めま 毎週必ず届け ま よう よう